

# わが国における CSR の位置関係に関する実証分析

香 取 徹

## 1. はじめに

1960年代、公害問題を皮切りに企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility: CSR) が関心を集めて以来、約50年が経った。この間、高度経済成長を背景とした経済中心の考え方から、経済と環境・社会とのバランスをとるというステークホルダーの視点へと拡大し、そして21世紀に入ると持続可能な環境・社会のための経済という考え方が浸透している。このような関心の変化と高まりのなかで、わが国においても大企業を中心に CSR に取り組む姿勢が定着しつつある。もともとわが国企業の CSR への取り組みは自主的な行動に支えられて発生したが、その後国際的ガイドライン・ガイダンスが数多く公表され、その裾野を広げてはいるものの、依然として CSR への取り組みは企業の自由な裁量に委ねられているのが現状である。このような問題背景のもとに本稿では、わが国企業の CSR への取り組みの現状を実証分析によって把握し、今回の実証研究の意味と限界を考察しようとするものである。

そこで、次節では CSR 概念の国際的進展と我が国企業の取り組みを2012年の東洋経済新報社のアンケートから確認する。第3節では CSR に関する実証研究の先行研究を概観したうえで、Quazi and O'Brien の提唱する CSR モデルを説明する。第4節では、有価証券報告書と東洋経済新報社の「財務カルテ」および「CSR 要覧」のデータベースを利用して、わが国企業の CSR の現状をパフォーマンス指標から実証分析する。第5節では分析結果を検討して総括する。

## 2. CSR 概念の国際的進展とわが国企業の取り組み

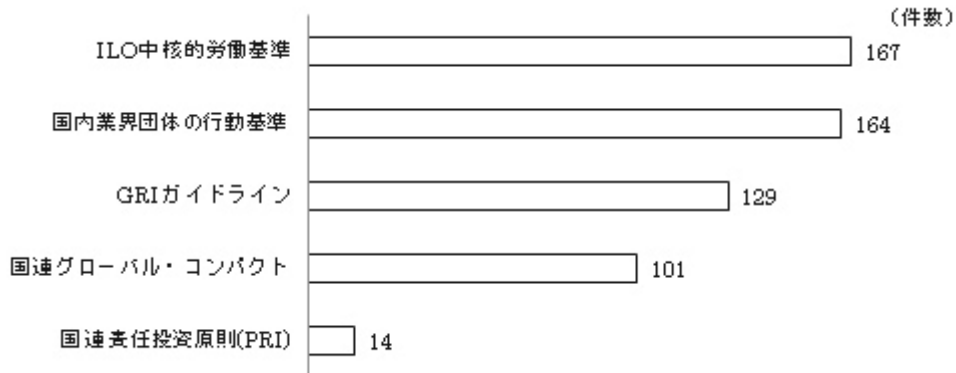
企業のグローバル化、資本市場の拡大、地球規模でのフラット化は、短期的利益を求めて資本がグローバルに移動することを可能にし、企業の活動が

社会や地球環境に大きなインパクトを与えるようになった。その結果として、企業の不祥事や事故、労働問題、気候変動問題などが重大な社会的問題として顕在化し、悪化の一途を辿っている。企業が存続するためには、社会・地球環境と共存するというよりも、むしろ持続可能な環境・社会のために企業は何ができるか、が問われているのである。

このような認識のもとでの CSR の概念は、国際的にも高い関心を寄せられている。国際的ガイドライン、ガイダンスが数多く公表されており、活動規準、行動規範、保証基準、マネジメントシステム、情報開示など多岐にわたって言及され、その多くは繰り返し改定されている。経済協力開発機構 (OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development)、国連 (United Nations)、GRI (Global Reporting Initiative)、コー円卓会議、国際標準化機構 (ISO : International Organization for Standardization)、AccountAbility、British Standards Institution、Forum for the Future、AccountAbility、SAI (Social Accountability International)、欧州委員会 (European Commission)、国際統合報告委員会 (IIRC: International Integrated Reporting Committee) など<sup>1</sup>である。わが国では、経済団体連合会 [1991、1996、2002、2004、2010] 「企業行動憲章」、経済同友会 [2003] 「市場の進化」、その他各業界団体の行動指針などが公表されている。

このように数多くのガイドラインやガイダンスが公表されているものの、いまだ法的公表義務はなく組織の自主性を促すものにすぎないため、我が国の企業は、これらのガイドライン・ガイダンスを複数組み合わせ、例えば、経営理念、基本計画、中長期計画・目標の策定、行動憲章の策定、CSR 経営、CSR 活動推進、報告書作成 (情報開示) などといった場面で、国際的動向に対応している。(図1)。とりわけ海外拠点を多くもつ企業や先進的な経営会計技法を実践する企業では、ガイドライン・ガイダン

図1 わが国企業が参考とするCSRガイドライン・ガイダンス



出所：『CSR データベース2012年度版 CD-ROM』のアンケート調査より作成。

スの改定に敏感に反応し、迅速に対応しているのである。またグループ企業では、国内外のガイドライン・ガイダンスに歩調をあわせつつも、CSR 行動憲章の策定、CSR マネジメントシステムの構築や報告書作成のガイドラインなど、独自の仕組みを構築し展開している事例も散見される。

また、社会的責任に対する国際的合意形成を促進することを狙いに2010年に発行されたSR（社会的責任）に関するガイダンス規格であるISO26000は、わが国企業においても、ISO14000 シリーズやISO9000 シリーズの認証取得の実績や翻訳書の出版も相まって、高い関心を寄せている。2011年度に実施された東洋経済新報社 [2012] アンケート調査にその様子が詳しく表れている<sup>2</sup>。

このように CSR の国際的関心の高まりを背景に、わが国の企業においても、ガイドライン・ガイダンスへの対応、CSR 経営および CSR 活動の推進、CSR 情報の開示が進展しているとはいえ、十分とは言えない現状である。

### 3. Quazi and O' Brien の CSR モデル

近年、CSR の捉え方をめぐって新たな議論が展開している。例えば、UTC 社アニュアルレポート (2009)、Porter and Kramer [2006, 2011] 「CSV : Creating Shared Value (共通価値の創造)」、欧州委員会 [2011] 「CSR 戦略」などの主張にみられるよ

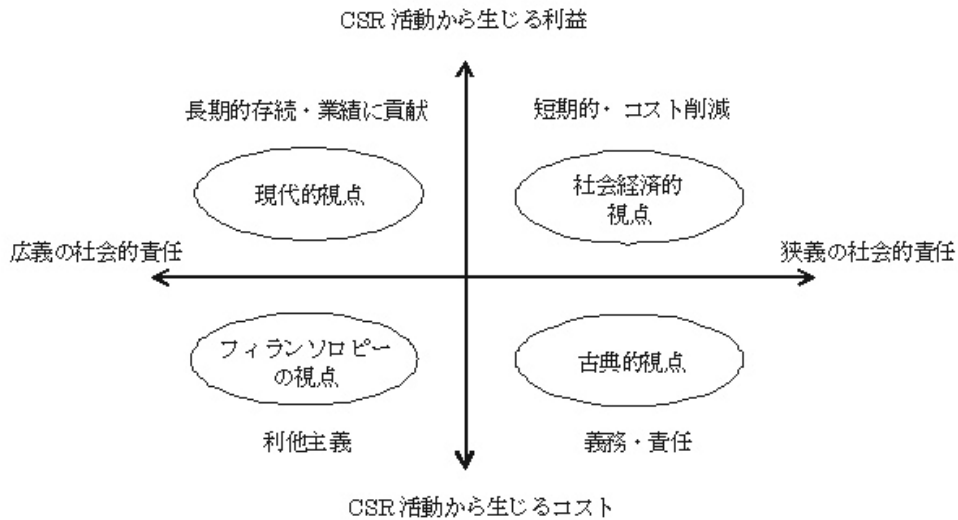
うに、CSR と企業価値、CSR と企業業績、CSR と戦略、CSR と収益性、CSR とステークホルダー、CSR とサステナビリティ、CSR とビジネスモデルなどといった関係をリンケージすることが主題となりつつある。

特に企業業績と CSR との関係性を明らかにする実証研究がこれまでに盛んに行なわれてきたが、正の相関を導く結果 (Waddock and Graves [1997]、潜道 [2009])、負の相関を導く結果 (Hillman and Keim [2001])、規模が大きくなるほど CSR の取り組みが高い (荒木 [2009]、眞崎 [2006])、CSR に積極的な企業ほど業績がいい (加賀田 [2008])、など成果はまちまであり、対象とするデータ、分析方法なども異なる。CSR の捉え方や期待する効果について意見の一致を見ないまま企業で行われているため、企業により CSR の捉え方も取り組みも異なるのは当然である。

Quazi and O' Brien [2000] の CSR モデルは、社会的責任の範囲とそこから生じる費用・利益の2つの軸で多様性を整理しようとする試みである。このモデルは、縦軸に利益とコスト、横軸に狭義の社会的責任（短期利益の最大化、企業のプライベートエリアに関わる社会的責任）と広義の社会的責任（社会ニーズや期待に応じていく規制を超えた広い視野での社会的責任）を置いた二次元で区分する(図2)。

以上の2つの軸により区分された4つの象限について、解釈を加えながら概説する。

図2 CSRの二次元モデル



出所：Quazi and O' Brien [2000] p.36に加筆

①古典的視点

古典的視点とは、短期的利益の最大化を追求するなかで果たされる狭い意味での社会的責任であり、結果としてCSR活動によって生じるのはコストであると考えられる領域である。この視点は、わが国においては1960年代～1970年代の高度経済成長期の産業公害のようにCSRにはコストがかかるという発想である。したがって利益追求を第一義とし、顕在化する社会的問題については法律や規制の枠内で対応するCSRの視点である。

②社会経済的視点

社会経済的視点とは、私的利益の追求と社会的ニーズないしベネフィットを同時に実現させるCSR活動によって生じる領域である。企業に利益をもたらすような社会的責任、たとえばコスト削減、規制の回避、顧客や取引先との友好関係、政治との関わり合いなどのように私的利益を阻害しない、むしろ業績にプラスに作用するような活動が結果として社会的にプラスに結び付くという視点である。

③現代的視点

現代的視点は、社会や環境のために企業は何かで

きるのか、という広く社会と積極的に関わるCSR活動である。ステークホルダーや社会との友好関係を維持することにより長期的かつ広範な視点に立ったCSR活動である。Porter and Kramer [2006,2011]、および欧州委員会などが示すCSRの議論に関連する。

④フィランソロピーの視点

フィランソロピーの視点は、道徳的義務ないし倫理観に支えられる慈善活動であり、社会貢献活動の一環として資金、物資、労力などを提供する、いわゆる企業のメセナ、フィランソロピー活動である。この種の活動は利益に貢献するのではなく、コストがかかるという視点である。

なお、Quazi and O' Brien [2000] は、オーストラリアとバングラディッシュにおける企業（食品業および織物業）の最高経営責任者を対象にしたアンケート調査を実施しており、CSRの二次元モデルをベースにオーストラリアおよびバングラディッシュ企業の位置関係を明らかにしている。

#### 4. 分析方法とデータ概要

わが国企業は Quazi and O' Brien [2000] の示す CSR モデルのうちどのタイプに位置するのであろうか。本稿では、わが国企業における CSR の位置関係を明らかにするために、財務パフォーマンス指標と非財務パフォーマンス指標を変数とする多変量解析の分析法（主因子法）を用いる。

財務データは、国内の企業1,973社の有価証券報告書から抽出されたデータを活用し、非財務データについては、上場企業1,062社および非上場企業55社のアンケート調査によるデータを活用している。いずれも『CSR 企業総覧』および『会社財務カルテ』（東洋経済新報社 [2012]）のデータベースを活用している。財務データについては、有価証券報告書を源泉とするため豊富なデータが揃うが、アンケート調査によって得られる非財務データについては不揃いである。特に中小零細企業においては、回答率が低いためデータ量が乏しい。

本稿では、まずデータが不揃いの企業を除外し、データの揃う企業をそれぞれリストアップした。さらに二つのリストから財務データおよび非財務データの揃う企業を整合した。

表 1 変数一覧および共通性

データの種類	変数	共通性
財務データ	資本金	0.6596
	利益剰余金他	0.7474
	売上高	0.8775
	法人税等	0.8830
	当期利益	0.7052
	非財務データ	期末従業員数
	付加価値額*	0.9388
	1人当り付加価値額 (労働生産性)	0.8540
	非正規社員数	0.1126
	社会貢献活動支出額	0.3030
	環境保全コスト(投資)	0.3130
	環境保全コスト(費用)	0.6155
	温室効果ガス	0.4032

\*付加価値額は、当期利益+人件費合計+金融費用+賃借料+租税公課+支払特許料+法人税住民税事業税+減価償却費により計算される加算法かつ粗付加価値額。

このうち業種を特定した分析も検討したが、ある程度のサンプル数を確保するために、サービス業、銀行および金融を除く製造業を分析対象とした。最終的なデータ数は153社となる。

表 2 因子の説明量

因子	二乗和	寄与率	累積寄与率
1	2.616	20.12%	20.12%
2	1.947	14.97%	35.09%
3	1.745	13.43%	48.52%
4	1.374	10.57%	59.09%
5	1.055	8.11%	67.20%
6	0.530	4.08%	71.28%

因子抽出法：主因子法、回転法：バリマックス法

表 3 各因子の変数と因子負荷量

因子	変数	因子負荷量
第 1 因子	利益剰余金	0.767
	売上高	0.637
	法人税等	0.454
	当期純利益	0.686
	付加価値額	0.705
	社会貢献活動支出額	0.494
第 2 因子	法人税等	0.812
	労働生産性	0.982
第 3 因子	資本金	0.303
	利益剰余金	0.340
	付加価値額	0.323
	環境保全コスト(投資)	0.576
	環境保全コスト(費用)	0.733
	温室効果ガス	0.675
第 4 因子	資本金	0.306
	売上高	0.352
	期末従業員数	0.892
	付加価値額	0.365
	社会貢献活動支出額	-0.004
	温室効果ガス	-0.095
第 5 因子	資本金	0.646
	利益剰余金	-0.263
	売上高	0.470
	付加価値額	0.384
第 6 因子	売上高	0.336
	非正規社員数	0.355
	環境保全コスト(費用)	0.383
	温室効果ガス	-0.207

変数については、前述した CSR モデルを想定し、会社の規模、業績指標、社会的指標、ならびに環境パフォーマンス指標を選定した。最終的に確定した変数は、13変数である。因子抽出法としては、主因子法、回転法：バリマックス法を採用した。その結果、固有値1.0以上を示す5つの因子、および固有値0.53を示す1つの因子を抽出することができた。なお、この6つの因子で、データ全体の71.28%を説明することができる。

## 5. 考 察

### 5-1 第1因子

第1因子は、20.12%の説明量を有し、全ての変数に正の負荷量を示す。正の負荷量のうち、0.4以上を示す負荷量を挙げれば、利益剰余金、売上高、法人税等、当期純利益、期末従業員数、付加価値額、ならびに社会貢献活動支出額の8つの変数である。負荷量の値から、売上高および当期純利益の高さが、利益剰余金、法人税等、ならびに付加価値に結び付いていると解釈するのが自然である。したがって業績が好調で法人税を納めており、かつ利益剰余金を蓄えている特徴をもつ企業である。一方で、社会貢献活動に積極的にコストを費やしており、規模の大きい資金的余裕のある企業であることが推察される。第1因子は、資金力に加え社会貢献活動にコストを多く支出し、当期純利益も多く上げていることから、現代的視点に近い類型といえよう。ここに含まれる企業は、JT、キリンホールディングス、三菱地所、第一三共、豊田自動織機、旭硝子、デンソーなど、CSRを積極的に推進している企業である。Porter and Kramer [2006,2011] では、慈善的な社会貢献活動から脱却し、企業と社会の共通価値を事業活動のなかで創出する新たな社会貢献の姿が示されているが、これらの企業が得た利益が、社会・環境のための持続可能な事業からのものであるかどうかは今回の分析からはわからない。

### 5-2 第2因子

第2因子は、14.97%の説明量を有している。特に突出して高い負荷量を示す2つの変数は、法人税等と労働生産性の2つの変数である。労働生産性とは、付加価値額を従業員数で除して導かれる値であ

り、1人当たりの付加価値額を表わす。労働生産性が高い企業は従業員数が少なく、機械化が進んでいる企業である。法人税を納める企業は、国税庁の調査によると全体の約3割程度と言われるが、労働生産性も高い傾向があるといえよう<sup>4</sup>。ここに含まれる企業は、国際石油開発帝石(因子得点11.376)が断然トップであり、2番のイオンモール(因子得点3.522)を引き離している。

### 5-3 第3因子

第3因子は、13.43%の説明量を有している。全ての変数に正の負荷量を示す。正の負荷量のうち、0.3以上を示す負荷量を挙げれば、利益剰余金、資本金、付加価値額、温室効果ガス、環境保全コスト(投資)、ならびに環境保全コスト(費用)の6つの変数である。

利益剰余金および資本金が高いことからある程度の資金力を有しており、一方で温室効果ガス排出量の多い業種であることが推察される。また、環境保全対策活動として、設備投資および費用ともに支出が多い。支出した環境保全コストがどの程度経済的効果に結びついているかは不明であるが、当期利益の負荷量が低いことから、環境保全コストは少なくとも当期の利益には貢献していない可能性があることが推察される。したがって第3因子は、資金力があり、かつ温室効果ガス対策として多額のコストを投じている CSR モデルの古典的視点に近い類型と解釈される。ここに含まれる企業は、九州電力、デンソー、神戸鉄鋼所、シャープ、王子製紙、三井化学、商船三井、NEC キャピタルソリューション、宇部興産、三菱ケミカルホールディングスなどであり、鉄鋼、化学、造船などの業種である。

### 5-4 第4因子

第4因子は、10.57%の説明量を有している。0.3以上を示す正の負荷量を挙げれば、売上高、資本金、期末従業員、ならびに付加価値額の4つの変数であり、負の負荷量を示す変数を挙げれば、温室効果ガスと社会貢献活動支出額の2つである。第4因子は、売上高、資本金、従業員数、ならびに付加価値額の負荷量が高いことから比較的規模の大きい企業であり資金力を有する。また温室効果ガス排出量の少ない業種でもあり、同時に社会貢献活動費が少ない特

徴を持つ。ここに含まれる企業は、住友電気工業、富士通、デンソー、NEC、ミネベア、フジクラ、アイシン精機などである。

#### 5-5 第5因子

第5因子は、8.11%の説明量を有している。0.3以上を示す正の負荷量を挙げれば、資本金、売上高、ならびに付加価値額の3つの変数であり、負の負荷量を示す変数を挙げれば、利益剰余金である。付加価値額と利益剰余金の負の関係があり、人件費、支払利息の支出額、利益処分方法に特徴を持つと推察される。ここに含まれる企業は、三菱自動車、富士通、NEC、JTなどである。

#### 5-6 第6因子

第6因子は、4.08%の説明量を有している。0.3以上を示す正の負荷量を挙げれば、売上高、非正規社員、ならびに環境保全コスト（費用）の3つの変数であり、負の負荷量を示す変数を挙げれば、温室効果ガスである。温室効果ガス排出量が少ないものの環境保全コストの費用額が高いことから、特有の環境負荷が（例えば化学物質管理や土壌汚染問題など）あると考えられる。非正規社員が多いことから、自動車、電機、建設などの業種が考えられる。ここに含まれる企業は、マツダ、シャープ、デンソー、日野自動車、清水建設、JT、明治ホールディングス、富士通、大成建設、トヨタ車体などである。このタイプはCSRモデルでは、右上の社会経済的視点あるいは右下の古典視点に近いと思われる。

なお、クラスター分析も同時に行ったが、海運会社に共通性が確認されるものの、全体として業種の特性や企業規模など目に見えるかたちに表れる有意な結果は得られなかった。

## 6. 結論

本稿では、わが国企業のCSRの実態を社会責任の範囲とコスト・利益の関係について多変量解析を用いて分析をおこなった。

第1因子に表れるように、現代的視点からCSRを捉える企業が比較的多く存在することである。この因子では利益剰余金、売上高、法人税等、当期純

利益、期末従業員数、付加価値額が大きい企業が社会貢献活動支出額も大きいのか、その逆に、社会貢献活動支出額が大きい企業が利益剰余金、売上高、法人税等、当期純利益、期末従業員数、付加価値額も大きくなるのかはわからないが、健全な企業群である。

第3因子では、コストを投じて環境保全対策に取り組む古典的視点からCSRを捉える企業が多く存在することである。この因子では、鉄鋼・造船・化学といった重厚長大型の企業が多く、従来通りCSRをコストと考えて、社会的便益は経済的利潤と相反すると考えていると思われる。

第6因子では、自動車・電機・建設といった輸出関連あるいは労働集約型の企業群が想起される。環境問題に取り組む一方、競争の激しい業界で人件費を削減して非正規雇用の従業員を多数抱える企業であろう。

この実証分析からの知見を検討しよう。

まず第1に、この分析は1117社のデータうちの153社についての分析であり、第1因子の寄与率が20.12%ということは、32社（全体の2.9%）を説明しているに過ぎない。これは、データが不揃いであるという問題があるが、データの揃う企業は、規模が大きく利益を多く出しており、社会貢献にも寄与しているという、正統性理論を持ち出すまでもなく、ごく当たり前の結論を導いたことである。

第2に、実証はあくまでも解釈であり第1因子、第3因子や第6因子が実在するわけではないので、それがどの視点かは推測にすぎない。その推測が現実の一部でも描き出していることを期待している。

第3は、CSRの質的な部分を定量化するときの問題である。たとえばCSRの範囲をどのように考えるかによって、データをどのようにとるかも異なる。また、利益の質、つまり利益をどのような社会と活動から得ているか、事業の内容をどのように表すか、は重要な課題である。社会・環境との関わりで企業を考えることがCSRの意味であり、利益を上げている企業が社会貢献をするというのではなく、どのような社会貢献をする企業が利益を上げるのか、利益の質をどう実証するかが重要な課題である。

実質金利がゼロに近づき、金融の大幅な緩和のな

かで企業はわずかな利益を求めて、一部の資源やデ  
リバティブなどの仮想空間へと大量の資金を投入し  
て、短期的な利益を上げようとしている。世界がフ  
ラット化して大規模な資金のグローバルな移動が容  
易になる一方、中間所得層は疲弊し没落し、就労人  
口の38%を占めるに至った非正規雇用が拡大し続  
けている。今求められているのは、量としての利益  
ではなく、質としての利益である。それは、経済的  
活動から得られる短期的な利益ではなく、社会への  
投資活動から得られる長期的な利益なのである。

本稿は平成24-25年度獨協大学特別研究助成費  
(主査湯田雅夫教授)による成果の一部である。

## 参考文献

- 荒木真貴子 [2009] 「CSR 活動と財務業績の関係に  
関する実証分析」創価大学大学院紀要13, pp.13-  
31。
- 大藪陽子 [2011] 「企業業績が CSR の取り組みに与  
える影響」成蹊大学一般研究報告 第45巻第 4  
分冊, pp.1-14。
- 加賀田和弘 [2008] 「CSR と経営戦略 -CSR と企業業  
績に関する実証分析から -」総合政策研究 No.30,  
pp.37-57。
- 川村雅彦 [2014] 「「CSR と CSV に関する原則」の  
公表について」SUSTAINABLE MANAGEMENT (特  
定非営利活動法人環境経営学会) 第13号 1・2  
合併号, pp.1-11。
- 経済人コー円卓会議日本委員会 [1994] 『Principles  
For Business—企業の行動指針』。
- 経済同友会 [2003] 第15回企業白書『市場の進化と  
社会的責任経営』。
- 国税庁 [2014] 『平成24年度会社標本調査』。
- シートス & ゼネラルプレス [2013] 「CSR 報告書調  
査レポート 2012」。
- 潜道文子 [2009] 「経営戦略の構築と実施における  
CSR のポジショニング (2)」高崎経済大学論集  
第52巻第 1 号, pp.27-39。
- 東洋経済新報社 [2012] 『CSR 企業総覧』(CD-ROM)。  
東洋経済新報社 [2012] 『会社財務カルテ』(CD-  
ROM)。
- 殿崎正芳 [2013] 「CSR と財務成果の関係につての  
一考察」イノベーション・マネジメント No.11,  
pp.145-161。
- 日本規格協会編, ISO / SR 国内委員会監修 [2011]  
『ISO26000—社会的責任に関する手引』日本規  
格協会。
- 日本経済団体連合会 [1991, 1996, 2002, 2004, 2010]  
『企業行動憲章』。
- 眞崎昭彦 [2006] 「わが国における CSR (企業の社  
会的責任) の現状と課題 - 企業業績と CSR の関  
係を中心に -」高崎経済大学論集 第48巻第 4 号,  
pp.157-170。
- 湯田雅夫 [2013] 『CSR 実践の現状と将来—社会関  
連会計の視点から—』2012年・2013年度日本社  
会関連会計学会スタディグループ研究 (第 14章  
「CSR と社会関連会計の過去・現在ならびに代表  
的研究者の位置づけ」pp.85-90 及び第15章「持  
続可能な企業経営を実践する企業の現状」pp.91-  
97)。
- AccountAbility[2005, 2011], *AA1000SES  
(Stakeholder Engagement Standard)*。
- AccountAbility[2008], *AA1000APS(AccountAbility  
Principles Standard)*。
- AccountAbility[2003, 2008], *AA1000AS(Assurance  
Standard)*。
- AccountAbility[1999], *AA1000 framework*。
- AccountAbility, the British Standards Institution,  
Forum for the Future[2003], *THE SIGMA  
GUIDELINES*。
- CERES (Coalition for Environmentally Responsible  
Economies)[1998], 1997 *CERES Report Standard  
Form*。
- Eccles, R. G. and Krzus, M. P. [2010], *One Report:  
Integrated Reporting for a Sustainable Strategy*,  
Wiley (花堂靖仁監訳, ワンレポート日本語版委  
員会訳 (2012) 『ワンレポート』東洋経済新報社)。
- EUROPEAN COMMISSION[2011],  
COMMUNICATION FROM THE COMMISSION  
TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE  
COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC  
AND SOCIAL COMMITTEE AND THE  
COMMITTEE OF THE REGIONS, A renewed  
EU strategy 2011-14 for Corporate Social

- Responsibility, final report.
- European Commission [2002], *Corporate Social Responsibility: A business contribution to Sustainable Development*, white paper.
- European Commission[2001], *Promoting a European framework for corporate social responsibility*, Green Paper.
- GRI[2000, 2002, 2006, 2013], *Sustainability Reporting Guidelines* .
- Hägg, C. [1984], “The OECD Guidelines for Multinational Enterprises -A Critical Analysis,” *Journal of Business Ethics*.Vol.3, pp.71-76.
- Hillman, A. J. and Keim, G. D. [2001], “Shareholder Value, Stakeholder Management, and Social Issues: What’s the Bottom Line?,” *Strategic Management Journal*, Vol.22(2). pp.125-139.
- International Auditing and Assurance Standards Board [2003, 2011], ISAE3000(International Standard on Assurance Engagements 3000: Assurance Engagements other than Audits or Reviews of Historical Financial Information).
- International Organization for Standardization [2010], *ISO 26000 project overview*.
- International Integrated Reporting Committee [2013], *Consultation draft of the international <IR> Framework*, IIRC draft Paper.
- International Integrated Reporting Committee [2011], *Towards Integrated Reporting*, IIRC discussion Paper.
- OECD[1976], *Guidelines for Multinational Enterprises* (Declaration).
- OECD[1979], *Guidelines for Multinational Enterprises (1<sup>st</sup>)*, c(79)145 (Review Report).
- OECD[1982], *Guidelines for Multinational Enterprises (Mid-term Report)*.
- OECD[1984], *Guidelines for Multinational Enterprises (2<sup>nd</sup>)*.
- OECD[1991], *Guidelines for Multinational Enterprises(3<sup>rd</sup>)*.
- OECD[2000], *Guidelines for Multinational Enterprises (4<sup>th</sup>)*.
- OECD[2012], *Guidelines for Multinational Enterprises (5<sup>th</sup>)*.
- OECD[2005], *Environment and the OECD Guidelines for Multinational Enterprises CORPORATE TOOLS AND APPROACHES*.
- Porter, M. E. and Kramer, M. R. [2006], “Strategy and Society: The Link Between Competitive Advantage and Corporate Social Responsibility”, *Harvard Business Review*. 2011 Jan-Feb. pp.62-77.
- Porter, M. E. and Kramer, M. R. [2011], “Creating Shared Value”, *Harvard Business Review*, 2006 Dec. pp.78-92.
- Quazi, A. M. and O’ Brien, D. [2000], “An Empirical test of a cross-national model of corporate social responsibility”, *Journal of Business Ethics* 25, pp.33-51.
- Social Accountability International [2008], SOCIAL ACCOUNTABILITY 8000(SA8000) 2<sup>nd</sup>. (翻訳書：『SOCIAL ACCOUNTABILITY 8000』, 株式会社あらたサステナビリティ)。
- The Caux Round Table [2009], *PRINCIPLES FOR RESPONSIBLE BUSINESS*.
- The United Nations [2000, 2004], *Global Compact*.
- UTC [2009], *Annual Report: 2008 Financial and Corporate Responsibility Performance*, titled “More with less”
- Waddock, S.A. and Graves, S.B.[1997], “The Corporate Social Performance–Financial Performance Link”, *Strategic Management Journal*, Vol.18(4). pp.303-319.

---

1 経済協力開発機構 (OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development) 「多国籍企業ガイドライン (Guidelines for Multinational Enterprises)」[1976、1979、1984、1991、2000、2011]、国連 (United Nations) 「グローバル・コンパクト原則 (The United Nations Global Compact)」[2000、2004]、GRI (Global Reporting Initiative) 「サステナビリティ レポーティング ガイドライン (Sustainability Reporting Guidelines)」[2000、2002、2006、2013]、コー円卓会議(CRT : Caux Round Table) 「企業行動指針 (Principles For



Business)」「1994、2009」、国際標準化機構(ISO: International Organization for Standardization)「ISO26000」[2010]、AccountAbility「AA1000 リーズ(AA1000series)」[1999、2003、2005、2008、2011]、British Standards Institution、Forum for the Future、AccountAbility「SIGMA ガイドライン(The SIGMA Guidelines)」[2003]、ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル(SAI: Social Accountability International) SAI: Social Accountability International)「SA8000」[1997、2001、2008]、欧州委員会(European Commission)「Green paper」[2001]、「White Paper」[2002]、「CSR 戦略」[2011]、国際統合報告委員会(IIRC: International Integrated Reporting Committee)「Integrated Reporting」[2011、2013]。

- 2 ISO26000 発行の翌年の2011年度に実施された東洋経済新報社アンケート調査[2012]では、ISO26000 の活用について調査対象1,117社(上場1062社、非上場55社)のうち、「積極的に活用」12%、「活用していない」59%、「検討中」29%、「その他」3%、「無回答」33%と結果を示している。ISO26000 がガイダンス規格であることから、発行当初はやや企業実務での関心度が低いとも思われたが、CSR 報告書等(環境報告書、RC 報告書、社会環境報告書、持続可能性報告書、アニュアルレポートを含む)の巻末にISO26000対照表を掲載する企業も次第に増え、徐々に準拠する傾向がみられる。同アンケート調査では、CSR に関する組織体制や情報開示についての質問項目もある。CSR 専任部署の有無については、「専門部署あり」30%、「兼任部署で担当」37%、「なし」29%、「その他」2%、「無回答」1%となっている。また、CSR 担当役員の有無については、「専任役員あり」5%、「兼任役員で担当」55%、「なし」38%、「その他」1%、「無回答」1%となっており、CSR を経営の重要課題のひとつに置く姿勢が伺える。

CSR 経営ないし CSR 活動に関する情報開示状況については、CSR 活動についての基本姿勢・CSR 方針の文書化の有無について、「あり」47%、「なし」45%、「作成予定」6%、「無回答」

1%となっている。CSR 活動の報告媒体については、「紙のみ」2%、「WEBのみ」12%、「両方」36%、「いずれか作成予定」7%、「その他」2%、「無回答」42%と約半数が何らかの媒体により組織のCSRに対する取り組みを広く社会にデイスクローズしている。その中心媒体は、ボランティアに作成・公表されるCSR報告書等である。(なお、環境配慮促進法の改定により、2006年以降特定事業者(国立大学法人および独立行政法人)に環境報告書の作成・公表が義務づけられている。そのため、本稿で示すCSR報告書等の一部については、ボランティアではないことを留意しておきたい。)

また、投資家を意識したESG(Environment, Social, and Governance)情報の開示については、「開示している」40%、「非開示」29%、「今後予定」1%、「検討中」2%、「その他」1%、「無回答」27%となっており、投資家のニーズに対応した情報開示も進展しつつある。これは、財務報告から得られる情報だけでは企業の経営実態や将来性を十分に判定できないという認識が広まり、株主や投資家といった財務的持分関係にある利害関係者においてESG情報に対する情報ニーズが高まっている結果と考えられる。

- 3 プロマックス法も試験的に行ったが、因子間の関係も考慮した結果が出るため、境がはっきりせず、因子負荷量も有意な結果が得られなかった。したがって、今回の分析目的は、日本企業がCSRモデルにどの程度当てはまるかをみるため、因子間の関係を無視した独立した因子を抽出するバリマックス法を選択した。
- 4 国税庁(2014)によると欠損法人の割合は70.3%。